

平成8年7月31日制定

大分大学 産学交流振興会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、大分大学 産学交流振興会と称する。

2 本会の事務所の所在地は、会長の事務所の所在地とする。

(目的)

第2条 本会は、大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター（以下「センター」という。）が行う次の各号に掲げる事業の支援及び産学官の交流進展に有益な提言をすることを目的とする。

- 一 センターにおける事業及び産学官の技術交流の促進
- 二 学術研究の充実
- 三 学術国際交流の促進
- 四 その他センターの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正会員 本会の趣旨に賛同する法人又は団体の代表者
  - 二 特別会員 センター長並びにセンター専任教員
- 2 本会への入会については、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、本会を退会するときは、退会届を提出しなければならない。

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1人
  - 二 副会長 若干名
  - 三 理事 8人～20人
  - 四 監事 若干名
- 2 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第5条 会長及び副会長は、理事のうちから選任する。

- 2 理事及び監事は、正会員のうちから総会で選任する。
- 3 顧問は、本会の趣旨に賛同する行政機関の中から会長が委嘱する。

(会長)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長がその任務を代理する。

(理事)

第8条 理事は、本会の会務を掌理する。

(監事)

第9条 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第11条 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を具申する。

(総会)

第12条 総会は、年1回開催する。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事会構成員の三分の一以上の要求があったとき開催する。

3 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

4 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前二項については、委任された者の議決権の行使を含むものとする。

7 特別会員は、理事会に出席し会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(理事会の審議事項)

第14条 理事会は、次に掲げる事項について審議する。

一 予算及び決算

二 会則の改正

三 役員選出

四 会の業務に関する重要事項で、会長が必要と認めた事項

(会費)

第15条 本会の収入は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 収入の用途は、第2条に定める事業の支援及び本会の運営のための経費とする。

3 正会員の会費は年会費5万円とし、4月末日までに納入するものとする。

4 既納の年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(会計年度)

第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(雑則)

第17条 本会の運営上必要な事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

この会則は、平成8年7月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年10月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月27日から施行する。